

平成27年度短期外国出張者報告書簡

氏名 藤田正人	所属庁・官職 東京高等裁判所 判事	出張先 カンボジア、マレーシア
提出書面		
平成28年2月9日付け報告書簡		
キーワード欄		
<ul style="list-style-type: none">・カンボジア王立司法官養成学院訪問（チョン・プロロン学院長面談）・カンボジア司法省訪問（アン・ポン・ヴァッタナ司法大臣面談）・カンボジア最高裁判所訪問（チブ・ケン副長官面談）・マレーシア連邦裁判所訪問（トゥン・アリフィン・ビン・ザカーリア長官面談）・マラヤ高等裁判所訪問（アズマン・ビン・アブドラー判事面談）		

平成28年2月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京高等裁判所 判事 藤田正人

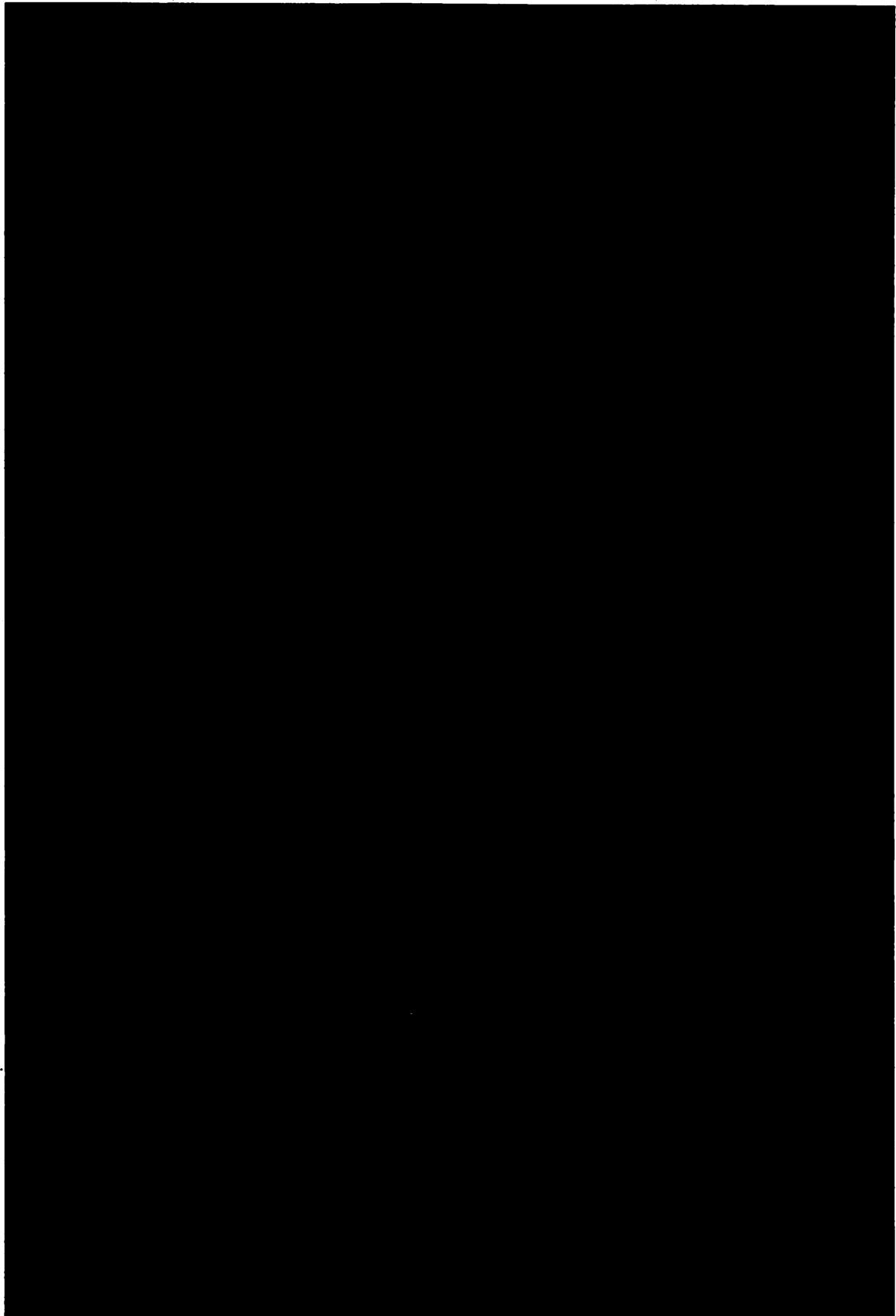
私は、平成28年1月24日から同月31日までの間、山本庸幸最高裁判所判事に随行し、カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）及びマレーシアに出張いたしました。その概要は、以下のとおりです。

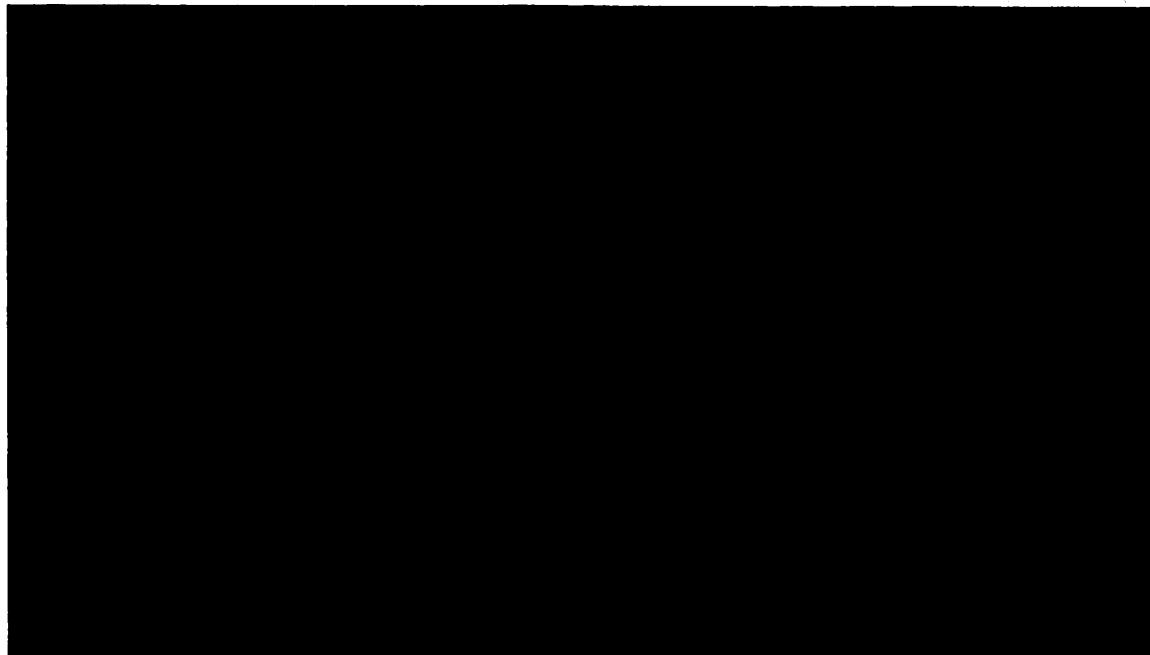
第1 カンボジア（1月24日から同月27日まで）

1 王立司法官養成学院訪問（1月25日午前）

山本判事は、カンボジアにおける司法官職の養成機関である王立司法官養成学院（Royal Academy for Judicial Professions。以下「RAJP」という。）を訪問し、チョン・プロロン学院長（Chhorn Proloeung）や、同席したナリン同学院事務局長（Bunyay Narin），ボバ裁判官兼同学院部長（In Bopha），サムナン控訴審裁判所副長官（Plang Samnang）等と意見交換を行った。

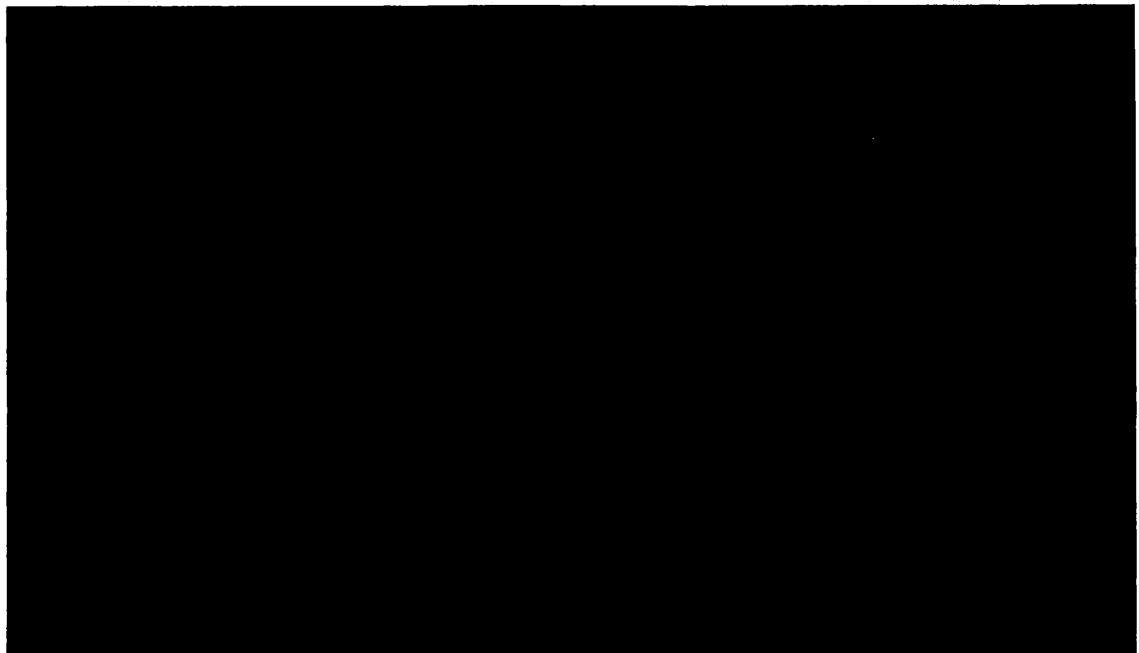
RAJPは、司法省の一機関として、①裁判官・検察官、②書記官（日本の検察事務官に当たる者を含む。），③公証人、④執行官の4分野の学校から構成され、各職種の養成・研修を実施している。この他、弁護士については弁護士会が、行政官については他の機関がそれぞれ養成を担っている。RAJPの中核である裁判官・検察官養成学校は、2002年に開校し、2年間の養成プログラムを実施しており、2年に一度、約50名（法学部卒業者等から選抜）を受け入れ、これまでに合計344名が研修を終えて卒業しているとのことである。

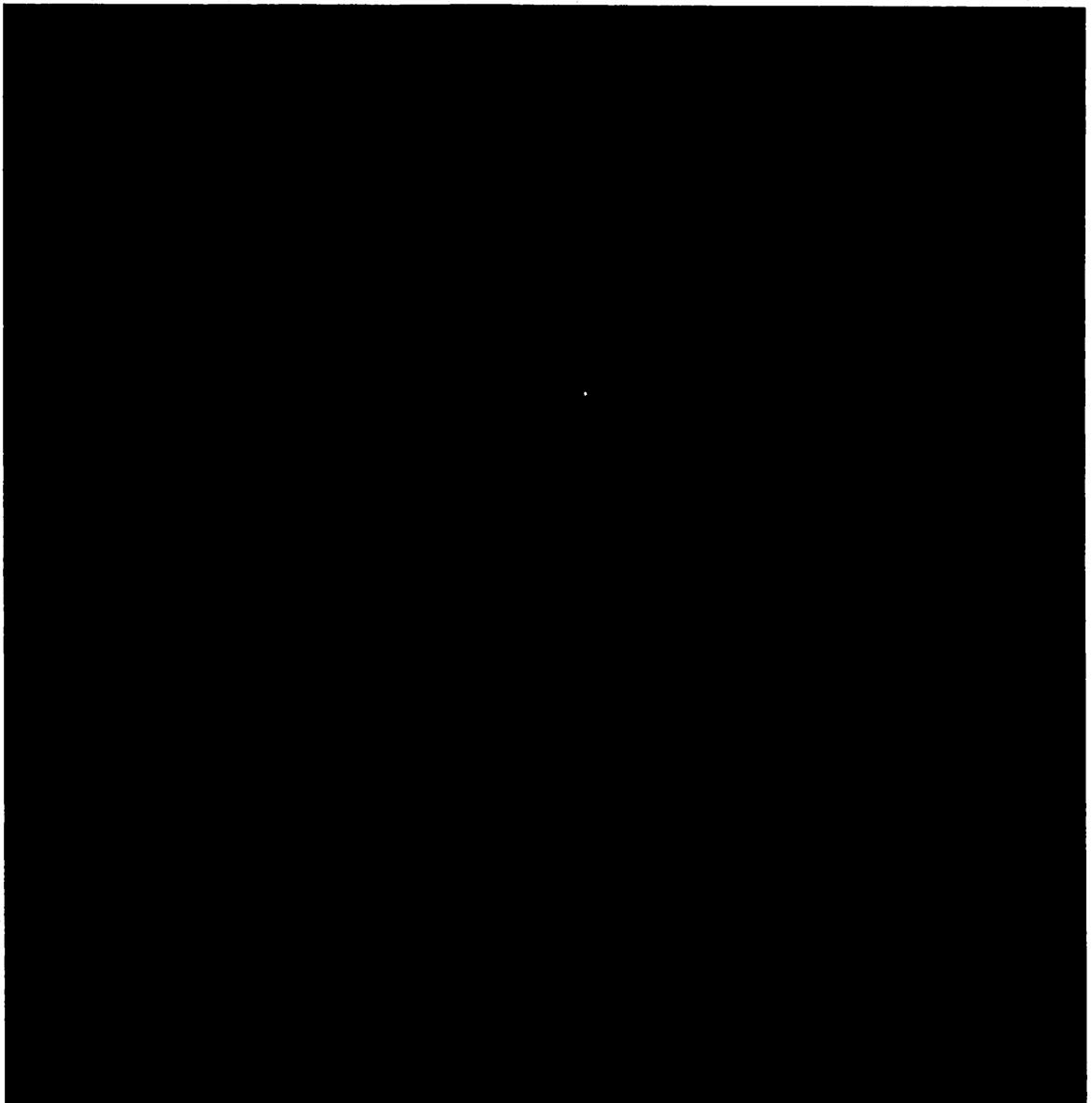




2 司法省訪問（1月26日午前）

山本判事がアン・ボン・ヴァッタナ司法大臣（Ang Vong Vathana）を表敬訪問された。訪問の場には、司法省のカウト・ルット司法長官（Keot Rith）、チュン・マリン司法次官（Chin Malin）など関係者が多数同席し、また、相当数の報道機関も取材に訪れるなど、日本からの最高裁判所判事の訪問に対する先方の関心の高さがうかがわれた。



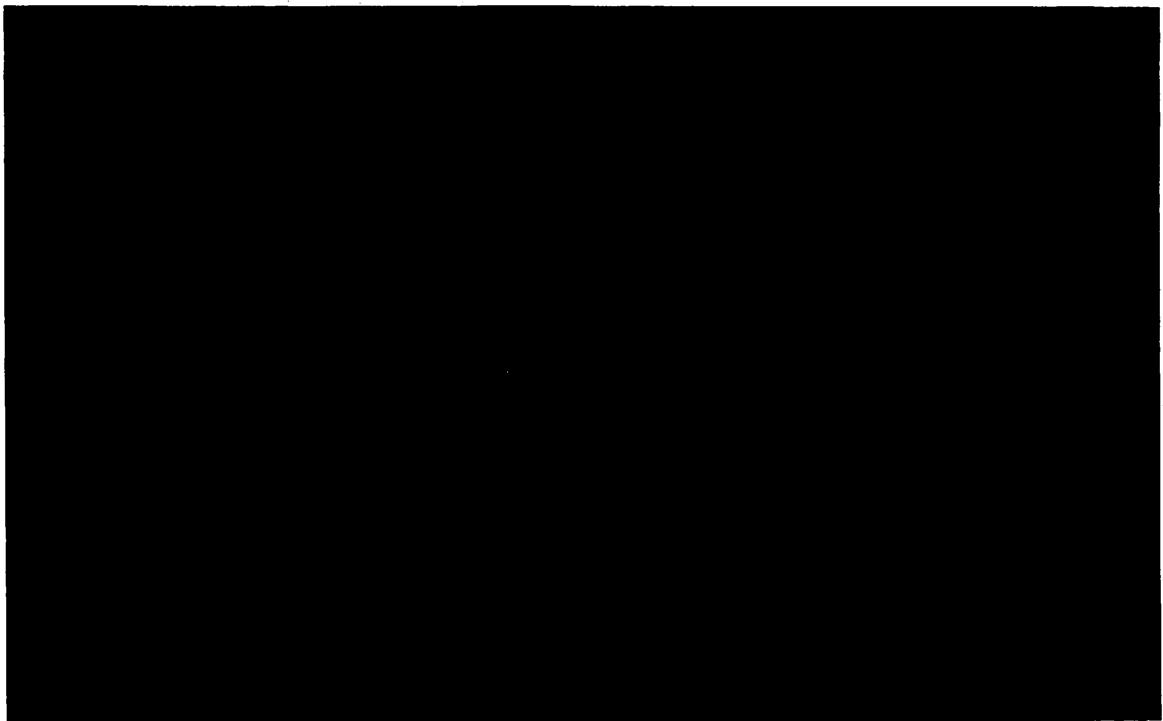


3 最高裁判所訪問（1月26日午後）

山本判事がチブ・ケン最高裁判所副長官（Dr Chiv Keng）を表敬訪問された。

訪問の場には、スン・パンニャブット最高裁判所判事など関係者が同席した。





その後、ケン副長官の案内により、最高裁判所の法廷等を見学した。

4 その他（1月25日、26日）

1月25日午後、JICA専門家が活動する司法省内のプロジェクトオフィスを視察し、派遣中のJICA専門家から、法制度整備支援のこれまでの経緯、現在進行中のプロジェクトの具体的取組と課題等について説明を受け、日本とは言語や法律概念が異なるカンボジアで現地の法曹を指導することの難しさのほか、日本の法曹が支援に当たって果たすべき役割等に関して意見交換をした。

同日午後、JICAカンボジア事務所を訪問し、同所長等から、JICAの技術協力における法制度整備支援の位置付け、カンボジアにおける支援の経緯と成果等について説明を受け、法整備分野の課題や今後の取組の在り方等に関して意見交換をした。

1月26日午後、カンボジア日本人商工会の関係者と懇談し、同会会長等との間で、カンボジアに進出する日系企業の観点から見たカンボジアの企業環境、法制度の整備状況や廉直性が問題となる司法事情等について意見交換をした。

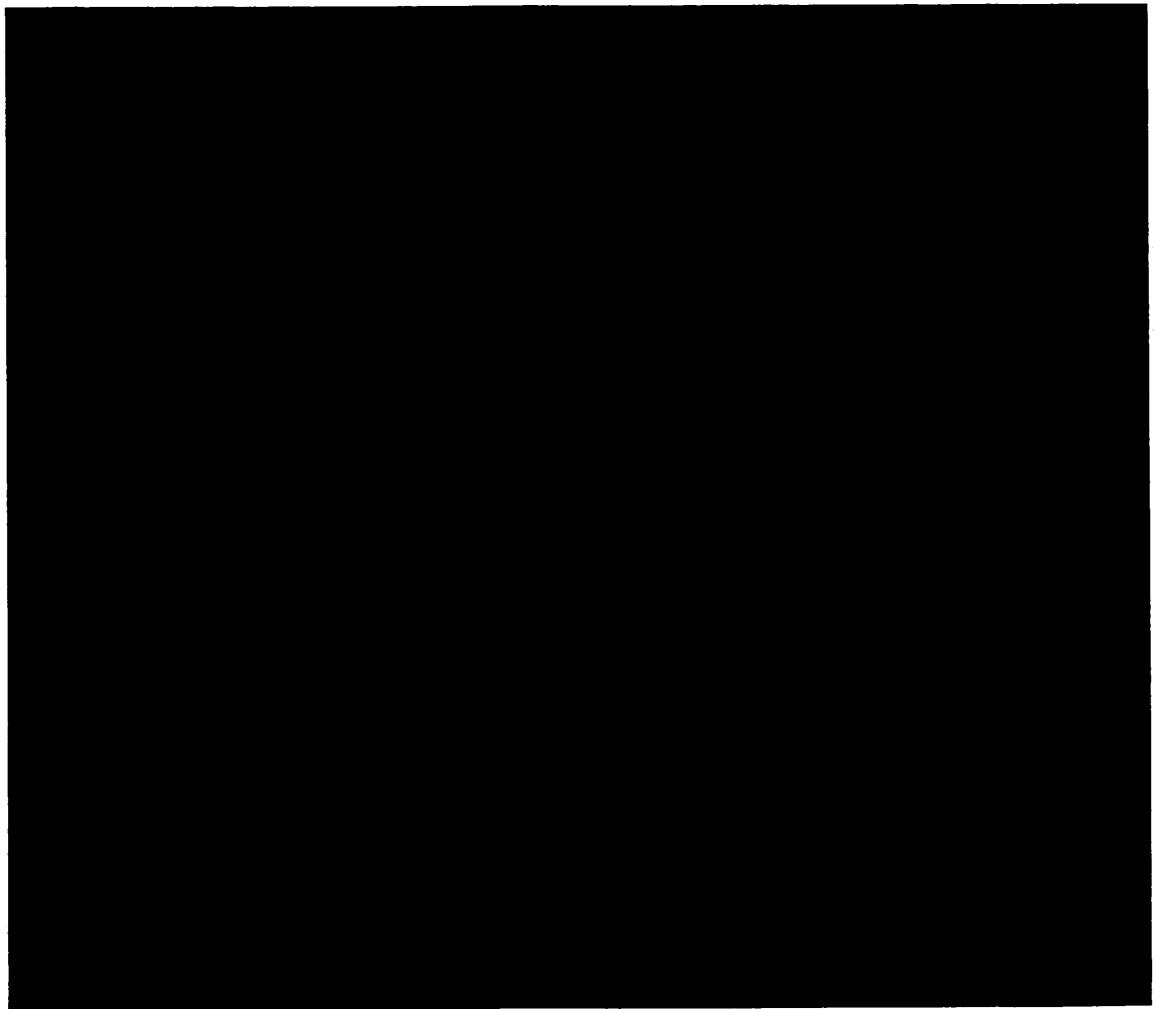
同日、大使公邸にて、隈丸優次大使が山本判事を招いて夕食会を主催され、

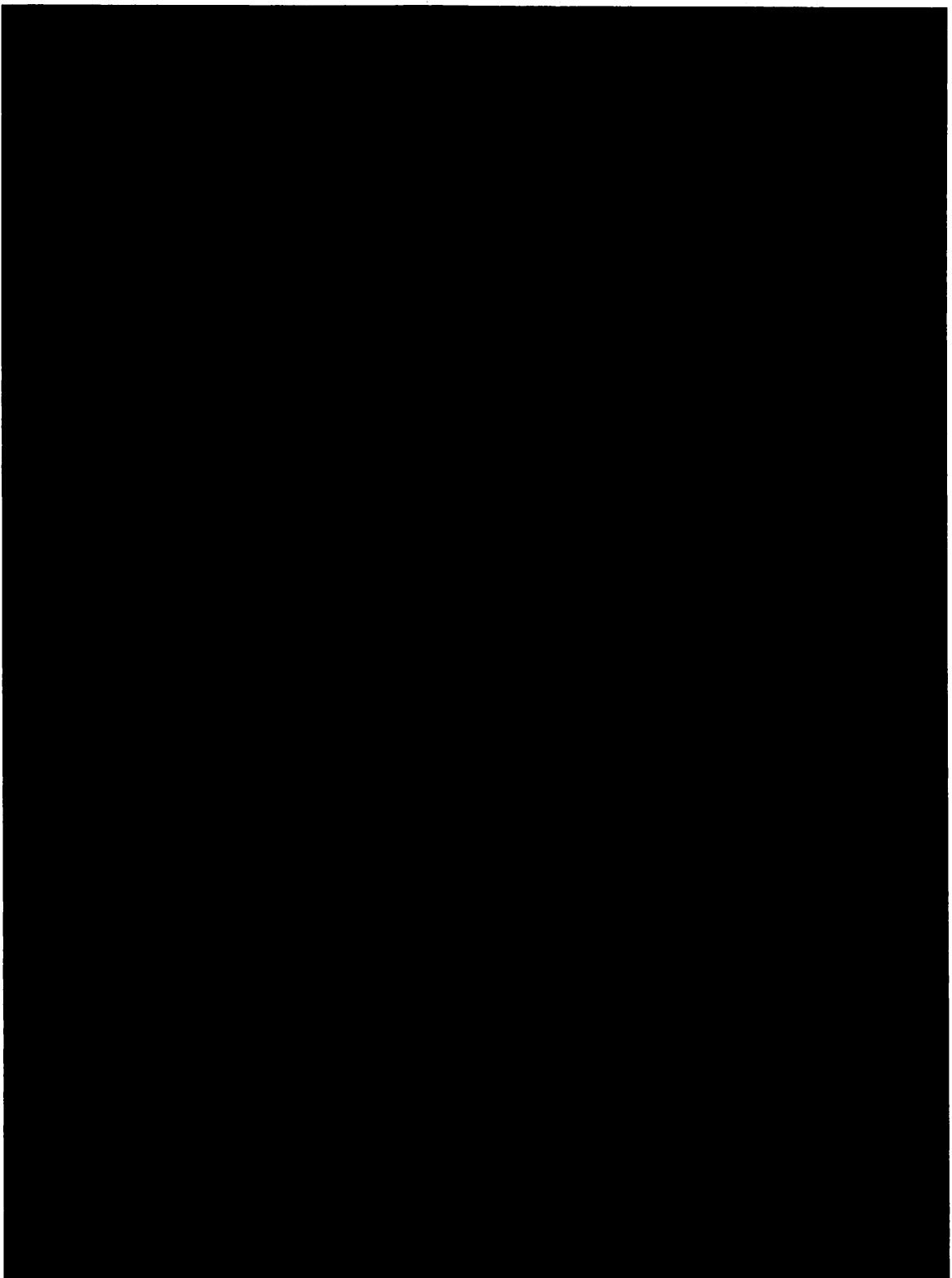
カンボジアの情勢、両国関係等について幅広く情報交換がされたほか、同席したプノンペンの法律事務所で勤務する日本人の弁護士等から、腐敗が横行するカンボジアの裁判実務の経験やその問題点を始め、司法事情等に関する説明を受けた。

第2 マレーシア（1月27日から同月30日まで）

1 連邦裁判所訪問（1月28日午前）

山本判事は、プラジャヤにある連邦裁判所（日本の最高裁判所に相当）を訪れ、トゥン・アリフィン・ビン・ザカーリア連邦裁判所長官（Tun Arifin bin Zakaria）を表敬訪問された。訪問の場には、ゾルクプリ連邦裁判所事務局長（Mohd Aizuddin bin Zolkeply）等が同席した。





その後、ゾルクプリ事務局長の案内により、連邦裁判所の刑事事件（殺人被告事件）を傍聴するとともに、連邦裁判所庁舎内に設けられた司法博物館を見

学した。

2 マラヤ高等裁判所訪問（1月28日午後）

山本判事は、クアラルンプールにある裁判所合同庁舎を訪れ、マラヤ高等裁判所（日本の地方裁判所に近い位置付けのもの）の刑事裁判を傍聴するとともに、アズマン・ビン・アブドラー判事（Dato' Haji Azman bin Abdullah）等との意見交換を行った。同庁舎は、2007年に高等裁判所及び下位裁判所（subordinate courts）が集まる複合施設として完成したものであり、70以上の法廷設備が利用されている。

まず、アブドラー判事の案内により、高等裁判所の刑事事件を傍聴した。傍聴したのは、汚職事件の審理であり、審理する裁判所の確定を巡って裁判官と検察官及び弁護人との間で口頭での議論が繰り返された後、裁判官が事件を別の裁判所に移送する旨の判断を下して期日が終了するというものであった。

その後、山本判事は、アブドラー判事とマレーシアの裁判実務等に関する意見交換を行い、その場には、ハサン同裁判所事務局長（Mdm. Hasbi binti Hasan）等が同席した。

アブドラー判事からは、マレーシアの裁判制度として審級や管轄に関する説明や裁判官の一般的な勤務サイクル等について話があった後、高等裁判所に設けられた専門裁判所について紹介された。例えば、民事事件では、紛争の内容別に、知的財産、商事、一般民事（医療過誤等を含む。）、建築、労働、刑事関連民事（交通事故等）、家事等に分けられる。刑事も同様に、薬物犯罪、性犯罪、汚職、人身取引、知的財産・環境関連、一般刑事、民事関連刑事（交通事故等）等に分けられている。

次に、e-Courtの取組について、アブドラー判事から概説的説明があった後、e-Courtの運用に関わる専門家（e-Court senior technical consultant）であるチョン氏（Deric Chong）から、サービス内容やシステム等に関する詳しい

説明がされた。

スリア高等裁判所では、e-Courtシステムとして、以下の①～⑤の合計5つのシステムを稼働させている。オンライン申立てに当たるe-Filing（①）は、2011年3月から利用が開始され（<http://efiling.kehakiman.gov.my>より容易にアクセスできる。），弁護士事務所等からのオンラインによる書類（電子情報）の提出と、裁判所内のサービス部署での書類の電子化サービスを利用する2つの方法が可能であり、前者は毎日午前7時から午後11時まで、後者は平日午前8時から午後3時半まで利用可能であるが、後者は手数料を要するため、前者の利用が約8割である。e-Filingにより裁判所が受理した後、裁判所内の受付処理、配点等も全てネットワークで自動処理されており、ペーパーレス化が進んでいる状況にある。書類の提出に当たっては、電子署名等の改ざん防止措置が講じられており、裁判所で受け取って保管するデータは、異なる2地点で保存するなどセキュリティ上の対策に配慮しているとのことである。e-Filingは、オンラインバンキングに当たるe-Payment（②）とリンクしており、手続費用の納付も簡便にできるほか、オンラインポータルを確認することで、当事者は事件の進行状況を容易に把握することもできる。

法廷の審理を記録するためのCourt Recording & Transcription System（③）は、法廷1つ当たりに7つのマイクと4つのカメラを設置し、複数名の同時発声の際の録音にも対応し、発話者のみを自動的に録画する設備として利用されている。記録媒体にインデックスを付すことで、後の検索等の便宜も確保されている。なお、録音した内容の自動言語化システムは、法廷で英語とマレーシア語の2言語が使われることもあり、実現していない。

裁判所の人的資源の有効活用を目的とするQueue Management System（④）は、その導入により、例えば、裁判所に出頭した当事者が、出頭時にタッチパネルのスクリーンに入力することで、関係当事者が揃ったものから順次、手続

の実施が可能で、裁判所にとっても出頭確認や呼出し事務を省力化できる。

さらに、事件管理に関わる Case Management System (⑤) は、事件の期日管理、事件ごとの進行管理、統計把握等に有用である。現在は、事件名、裁判官名での検索は可能となっているが、キーワードでの検索までは行うことができず、また、システム導入前に終局済みの事件は検索等の対象とならない。

以上のような説明に対し、山本判事からは、Court Recording (上記③) において、録音録画が万が一失敗した場合の事後的な対応策や、Case Management System (上記⑤) において、同種事案を把握するために検索が可能となる内容や範囲等について実務的質問がされるとともに、日本における現状についても併せて紹介された。なお、帰国後に確認したところ、マレーシア裁判所の e-Court システムについては、連邦裁判所ホームページで、その内容や利用マニュアル、利用状況等の情報が提供されているほか、その取組状況を取り上げたマレーシア国内外の論考も相当数認められ、裁判所においてその取組を積極的にアピールするとともに、その成果が利用者側から相当な評価を得ていることがうかがわれた。

その後、庁舎内にある連邦裁判所調停部門に案内され、担当者から、連邦裁判所内に設けられた専門の Court Mediation (裁判所の行う調停) について説明を受けた。この体制を 2011 年に設置され、全ての事件を対象にしており、ここ数年、民事・家事事件を中心に利用状況は上向きである。あらゆる事件を対象とはしているものの、実際には真に調停に適した事件（内容の面でも、当事者の解決意向の面でも）を見極めて取り扱うこととしている結果、現在は対象事件の 3 割から 4 割程度の事件で調停が成立しており、この手続には、Court

Mediatorとして裁判官が積極的に関与しているとのことである。その後、実際に調停が実施される部屋についても説明を受けた。

3 その他

1月27日午後、宮川眞喜雄大使から、マレーシアの情勢、両国関係等についてブリーフィングを受けた。

1月29日午後、クアラルンプールのJETRO事務所及びマレーシ亞日本人商工会議所（JACTIM）事務所を訪問し、マレーシ亞で事業活動を営む日系企業の観点又はその活動を支援する立場から見たマレーシ亞の法制度や司法事情等について意見交換をした。

第3 終わりに

今回、山本判事の出張に随行し、カンボジア及びマレーシ亞の司法事情、特に、カンボジアにおいては適正な裁判の運用や扱い手の養成に向けて、課題も少なくない中での現在進行中の懸命な取組を、マレーシ亞では利用者のニーズを踏まえた専門裁判所の設置とe-Courtに代表される様々なIT技術の利活用といった特色ある状況を、それぞれ実際に見聞する機会を得て、状況を大きく異にする中でそれぞれの国が裁判所の機能強化に向けて試みを進めている様子をつぶさに見ることができ、今後の我が国の裁判所の運用あるいは裁判官の在り方等を考える上でも、多くの示唆が得られた極めて貴重な経験となった。

最後に、今回の出張に当たっては、在カンボジア大使館の隈丸優次大使、津川貴久公使、鶴田剛書記官、在マレーシ亞大使館の宮川眞喜雄大使、児玉良則公使、金子素久書記官、相川敬子書記官を始めとする大使館の皆様に多大なる御配慮をいただき、また、秘書課の皆様には、万全の準備と手配をいただいた。心より御礼申し上げます。

以上